

第32号議案

訴えの提起について

消防救急デジタル無線設備整備事業に係る談合に伴う損害賠償請求等の訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求める。

令和2年2月18日提出

芦屋市長 伊藤 舞

記

1 相手方 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
沖電気工業株式会社
代表取締役 鎌上 信也

2 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金として金48,596,478円（弁護士費用を含む。）及びこれに対する平成26年4月30日から支払済まで年5分の割合による金員の支払いを求める。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

3 訴えの提起の理由

相手方の消防救急デジタル無線設備整備事業 無線機器購入に係る入札における談合行為により本市が損害を被ったため、損害賠償金等の支払いを求めるもの。

4 事件に関する取扱い

上訴、和解その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。